

示 談 書

被害者（甲） 朝 日 丸 男
加害者（乙） 島 上 龍

甲と乙は、乙が、令和3年10月5日、甲経営の居酒屋「あいべん」においておこした詐欺（無銭飲食）事件について、本日、次のとおり示談したことをお互いに確認します。

- 1 乙は、甲に対し、上記事件によって、甲及び甲の関係者に多大な迷惑をかけたことを深く謝罪し、今後、前記甲らにいかなる迷惑をもかけないことを約束します。
- 2 乙は、甲に対し、本日、被害弁償金及び示談金として金1万5000円を支払い、甲はこれを受領しました。
- 3 甲と乙は、上記事件については、以上により、円満に示談解決したものとします。

以上のとおり示談が成立した証として、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有します。

令和3年11月30日

甲：名古屋市中区三の丸1丁目1番1号

朝 日 丸 男 ⑩

乙 代理人：名古屋市中区錦4-3-21 本吉弁護士ビル5階
NSC法律事務所

弁 護 士 秋 山 賢 太 ⑩